

# 名家連ニュース

平成29年12月2日(金)  
 発行：特定非営利活動法人  
 名古屋市精神障害者家族会連合会  
 会長 堀田 明  
 TEL/FAX(052)846-5576 NO.496号

## アウトリーチ実施機関名一覧表（平成23年度～平成25年度集計分）

No.	保健所名	実施機関名	実施主体形態
1	北海道 帯広保健所	十勝障がい者総合相談支援センター	相談支援センター等
2	青森県 弘前保健所	弘前愛成会病院	精神科病院
3	青森県 八戸保健所	ひかり介護支援事業所	介護支援事業所
4	青森県 八戸保健所	青南病院 訪問看護ステーション「五福」	訪問看護ステーション
5	青森県 五所川原保健所	布施病院 地域活動支援センター ラ・プリマベラ	精神科病院
6	岩手県 岩手県県央保健所	社団医療法人智徳会 未来の風せいわ病院	精神科病院
7	秋田県 横手保健所	社会福祉法人興生会 横手興生病院	精神科病院
8	山形県 置賜保健所	公德会 佐藤病院	精神科病院
9	山形県 庄内保健所	訪問看護ステーション庄内	訪問看護ステーション
10	福島県 県中保健所	あさかホスピタル	精神科病院
11	福島県 会津保健所	竹田総合病院	精神科病院
12	千葉県 松戸保健所	恩田第二病院	精神科病院
13	神奈川県 三崎保健福祉事務所	医療法人財団青山会 福井記念病院	精神科病院
14	山梨県 中北保健所	公益財団法人住吉偕成会 住吉病院	精神科病院
15	静岡県 東部保健所	沼津中央病院・伊豆函南病院の合同チーム	精神科病院
16	三重県 鈴鹿保健所	三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿厚生病院	精神科病院
17	滋賀県 草津保健所	地域生活支援センター風	生活支援センター等
18	滋賀県 大津市保健所	医療法人明和会 琵琶湖病院	精神科病院
19	京都府 乙訓保健所	一般財団法人長岡記念財団 長岡病院	精神科病院
20	京都府 山城北保健所	医療法人人栄会 宇治おうばく病院	精神科病院
21	奈良県 奈良市保健所	医療法人平和会 吉田病院 アウトリーチ推進室	精神科病院
22	和歌山県 岩出保健所	田村病院 アウトリーチチーム yui	精神科病院
23	島根県 出雲保健所	相談支援事業所ふあっと	相談支援事業所等
24	島根県 浜田保健所	社会医療法人清和会 ころろクリニックせいわ	診療所
25	岡山県 備前保健所	岡山県精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
26	岡山県 美作保健所	財団法人江原積善会 積善病院	精神科病院
27	岡山県 岡山市保健所	大和診療所	診療科
28	広島県 東部保健所福山支所	医療法人永和会 下永病院	精神科病院
29	広島県 福山市保健所		精神科病院
30	徳島県 徳島保健所	医療法人睦み会 城西病院	精神科病院
31	香川県 高松市保健所	いわき病院 アウトリーチさぬき	精神科病院
32	高知県 高知市保健所	海辺の杜ホスピタル 杜の風	精神科病院

33	高知県 高知市保健所 (ホﾝテ)	地域生活支援事業所 広場そよかぜ ホﾝテ	生活支援事業所等
34	長崎県 長崎市保健所 (チムチョコア)	三和中央病院 チムチョコア	精神科病院
35	長崎県 長崎市保健所 (チムゆうあい)	田川療養所 チムゆうあい	精神科病院
36	熊本県 熊本市保健所精神保健福祉室	向陽台病院 Stage	精神科病院
37	鹿児島県 鹿児島市保健所	医療法人常清会尾辻病院 アウトリーチ「プ・ラスワン」	精神科病院

※人口750万人を超える愛知県でアウトリーチ実施機関が一か所も存在しない一方で、人口182万人の三重県では現在3か所で実施しています。人口比で換算すると愛知県では12か所に匹敵します。

## 《第5期障害福祉計画に係る基本指針について》

### ○地域における生活の維持及び継続の推進

都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行うこと等について、基本指針に追記を行う。



### ○地域生活支援拠点等の整備(継続)

現在の基本指針では、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としている。地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

## 《これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会報告書》

平成29年3月8日(水)厚労省障害保健福祉関係主管課長会議/精神・障害保健課資料抜粋

### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

《精神障害者地域生活支援広域調整等事業》

平成26年度より、長期入院患者や入退院を繰り返す患者に対して医療機関等が行う支援については、精神科重症患者早期集中支援管理料として診療報酬で評価されることとなった。一方で、医療機関への未受診者やひきこもり状態の者に対する支援については、都道府県が実施主体となって、保健所、精神保健福祉センター又は相談支援事業所等により地域生活支援事業のアウトリーチ事業として実施されることとなった。「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月)において、医療へのアクセスのあり方として、医療導入を検討するための訪問は、保健所を中心に、アウトリーチ事業の活用や福祉を担う市町村と保健所の連携など、行政による対応(保健的アウトリーチ)が考えられるとされており、より積極的にアウトリーチ事業を活用していただきたい。



### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築強化プログラム

- ◆保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場の構築
- ◆障害保健福祉圏域及び市町村ごとの協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制の構築の推進
- ◆障害福祉計画、医療計画で示された目標の達成に向けた取組の強化
  - ▷保健・医療・福祉による協議の場は定期的な開催を原則とする(1ヶ月に1回程度)
  - ▷協議の場においては個別事例の検討、各計画の進捗状況の確認(PDCAサイクルの実施)等を行う
  - ▷ピアサポーターの活躍の場の拡大のためのピアサポーターの養成等に取り組む